

## 国内経済要録

### ◇輸入決済手形制度の実施等について

日本銀行は、最近における外貨準備等の状況にかんがみ、現在外貨金融に依存している輸入業者の資金調達の一部を円金融へ移行させ、為銀の対外ポジションの改善を図るとともに、輸入業者の金利コストを軽減し、輸入の増加を促進する趣旨から、当面の暫定措置として、「輸入決済手形制度」を5月22日から実施することとした(4月21日発表)。

なお、昭和41年1月以降取扱を停止していた「日本銀行輸入貿易手形制度」は廃止した。

「輸入決済手形制度」の内容は次のとおり。

#### 1. 対象先

日本銀行貸出取引先

#### 2. 貸出方法

輸入金融にかかる手形のうち、輸入決済関係準商業手形、輸入運賃関係準商業手形および本邦通貨表示期限付輸入関係準商業手形を担保とする貸出(期間3か月以内)。

#### 3. 貸出金利

商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合。

#### 4. 貸付金額

担保価額の範囲内。

#### 5. その他

- (1) 本制度による貸出は貸出限度額の対象外とする。
- (2) 輸入関係準商業手形の審査基準を緩和し、経営内容に特に問題がない中小輸入業者については弾力的に配慮する。

### ◇国際収支対策および円高に伴う物価対策について

政府は4月21日、経済対策閣僚会議において、国際収支の均衡を回復し、また最近の急激な円高傾向に対処するため、従来から内需振興を中心とした景気拡大策のほか、市場開放措置や輸入促進措置等を講じてきたところであるが、今後ともこれら諸対策を一層推進するとともに、さらに次の諸措置を検討、実施する旨決定した。

#### 1. 輸入等の促進

最近の国際収支情勢にかんがみ、重要物資の緊急輸入等を促進するため次の措置を講ずる。

- (1) 現行の日本輸出入銀行の緊急輸入外貨貸付制度について、53年末まで延長することとし、現行変動金利4%を3.75%に引下げるとともに、新たに固定金利4.75%

％を設けるほか、その弾力的運用を図る。

- (2) 長期固定金利でなければ実施困難な緊急輸入に対処するため、新たに日本輸出入銀行に次のような長期外貨貸付制度を創設する。

#### イ. 貸付対象

事業所管大臣が次の要件を考慮の上、緊急輸入として日本輸出入銀行に対して推せんしたもの。

- (イ) 53年度中に輸入増加となるような緊急輸入であって、経常収支の黒字幅縮小の効果が認められるものであること。
- (ロ) 単にわが国の経常収支の黒字幅縮小に寄与するのみならず、輸入される物資が国民経済上重要であること。
- (ハ) 外貨による長期固定金利でなければ当該物資の輸入が困難と認められること。

#### ロ. 貸付金利

原則として6.0%とするが、政策的重要性に応じ5.0%まで引下げることができる。

#### ハ. 貸付期間

3年超10年以内

#### ニ. 適用期間

融資申込期間は53年度上半期とする。

ただし、それ以降であっても、53年度に輸入されることが確実と認められる場合には、申込みを受付けるものとする。

- (3) 有用物資の備蓄による資源の安定的確保等にも資するため、緊急外貨貸し制度の活用、その他の所要の措置を検討する。
- (4) その他

イ. 在外公館の土地および建物等につき、その早期購入を図る。

ロ. 老朽船の解体事業を行う場合の外国船購入の円滑化のための措置を検討する。

#### 2. 経済協力等の推進

政府開発援助を拡大し、援助条件についてはグランド・エレメント86%を目指し、無償援助の拡大および借款条件の緩和等に努力する。

#### (1) 二国間経済協力

イ. 中期的に援助規模の着実な増大を図るため、援助約束を促進する。また、実施機関の機能のより一層の活用を図りつつ、53年度援助予算の完全消化に努める。

ロ. アンタイドを基本原則として、相手国の要請に応じ、プロジェクト援助、商品援助を対象にその実行を図る。

特に、貧困発展途上国に対するアンタイドの無償援助を拡大する。

## (2) 多国間協議、多国間経済協力

イ、貧困発展途上国の直面する債務問題の解決に資するため、当該国の実情に応じ、アンタイド商品援助を供与し、また、できるかぎりソフトな条件による資金協力をを行う。

ロ、国際開発金融機関への資金協りに積極的に対応するとともに、国連機関、国際的研究プロジェクト等への任意拠出を増大する。

## (3) 国際商品協定等

イ、新国際穀物協定の成立に可能なかぎり積極的に取り組む。

ロ、国際すず協定に対する任意拠出につき所要の措置を講じ、国際天然ゴム協定交渉会議において協定の早期締結に積極的に協力する。

ハ、共通基金設立について、交渉会議再開会期において、主要先進国と協調しつつ対処する。

## 3. 円高に伴う物価対策

円高による輸入品価格低下の効果を国内販売価格に反映させる等円高に伴う各般の物価対策を積極的に推進する。

(1) 電力およびガス大手3社の料金について、最近の円高傾向の一層の進展にかんがみ、従来の指導を強化し、さらに原則として54年度末まで現行料金を据置くよう指導するものとする。

(2) 外国製造たばこについては、52年11月一部銘柄につき小売定価の引下げを行ったが、公社購入原価の動向等をも勘案してその小売定価の引下げを検討する。

(3) 国際航空運賃については、方向別格差のある路線について相手国発運賃にサーチャージを課し、日本発運賃についてはディスカウントを実施すること等の措置を講ずるよう今後とも努めることとし、要すれば関係国の協力を求める。

(4) 国際電信電話料金については、通貨変動による影響とそれに伴う料金改訂について検討する。

(5) 畜産振興事業団の輸入牛肉差益について牛肉値下げルート新設事業、国産牛肉特別販売事業、部分肉センターの体制整備等消費者により直接的に結びつく施策への一層の活用を努める。

(6) 石油製品については、家庭用灯油価格等に関して関係業界に対し必要な要請を行い、相当の効果がみられるところであるが、最近の円高傾向の一層の進展にかんがみ、円高のメリットが石油製品価格に適正に反映されるよう、特にナフサについて格別の配慮がなされ

ることを期待するとともに、必要に応じ関係業界に対する要請等を行う。

(7) 配合飼料については、52年9月以降円高の効果を含み原料コストの低下を反映してすでに14.6%引下げられたところであるが、今後とも原料価格の動向等を注視するとともに、必要に応じ関係業界を指導する。

(8) 主要な輸入消費材を中心に第3次の輸入品価格動向調査を実施し、円高の効果が一層小売価格に反映されるよう消費者等への情報提供を行うとともに、必要に応じ関係業界に対する指導等適切な対応を図る。

また、主要な政府関与物資等について円高に伴う差益の発生状況、およびその取扱いについての考え方を明らかにする。

(9) 今後とも引続き輸入総代理店以外の者による真正商品の並行輸入が不当に妨げられることのないよう厳重に監視する。

## ◇外貨預金の取扱いに関する留意事項について

大蔵省は4月3日、全国銀行協会連合会等各金融団体に対し4月1日から外国為替管理の自由化および手続きの簡素化が実施され、今後は国内の一般の居住者も300万円を限度として、円貨をもって購入した外貨等を預金として国内の外国為替取扱い金融機関に、また、許可を得て外国の金融機関に預入することができることとなったことに伴い、こうした外貨預金の取扱いについて、混乱が生じないよう慎重な配慮が必要であるとし、特に下記の諸点について十分留意するよう通達した。

1. 外貨預金は、為替リスクを負うものであるだけに、預金者が十分にその預金の性格を知らないで預入した場合には、預金者と金融機関との間に問題を生じさせるおそれがある。従って、金融機関は、説明書の配布、約定書の整備等預金者の認識を深めるよう努める必要がある。

2. 金融機関は、外貨預金の受入れにあたっては、円預金の場合同様、いかなる場合にあっても、金融機関がその優越した地位を利用して取引者に不当な不利益を課することのないよう厳に配慮していく必要がある。

## ◇郵便貯金の利率引下げ等について

政府は、郵政審議会の議を経て4月21日、郵便貯金法施行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引下げ、4月25日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引下げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

(単位・年%)

	変更後	変更前	引下げ幅
通常貯金	2.40	2.88	0.48
積立貯金 (据置期間中の中途解約)	3.00 (2.04)	3.72 (2.52)	0.72 (0.48)
定額貯金			
1年未満	3.00	3.75	0.75
1年以上1年6か月未満	3.50	4.25	0.75
1年6か月以上2年未満	4.25	5.0	0.75
2年以上3年未満	4.60	5.3	0.70
3年以上	4.75	5.5	0.75
(据置期間中の中途解約)	(2.00)	(2.5)	(0.50)
定期貯金(注1)			
6か月(新設)	3.75	—	—
1年	4.50	5.25	0.75
(中途解約 6か月未満)	(1.00)	(1.5)	(0.50)
( 〃 6か月以上)	(3.00)	(3.75)	(0.75)
住宅積立貯金			
3年	4.32	5.04	0.72
4年	4.56	5.28	0.72
5年	4.80	5.52	0.72
(中途解約 1年未満)	(2.04)	(2.76)	(0.72)
( 〃 1年以上2年未満)	(2.28)	(3.0)	(0.72)
( 〃 2年以上3年未満)	(2.52)	(3.24)	(0.72)
( 〃 3年以上4年未満)	(2.76)	(3.48)	(0.72)
( 〃 4年以上5年未満)	(3.00)	(3.72)	(0.72)

(注1) 昭和53年5月21日から53年11月20日までの間に、(8)の預金者により総額100万円を超えない範囲で預入される定期郵便貯金に限り、現行利率に据置。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引下げ(同施行令第4条関係)

(単位・年%)

担保とする郵便貯金	変更後	変更前	引下げ幅
積立貯金	3.25	4.0	0.75
定額貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	2.25	2.75	0.50
6か月以上1年未満	3.25	4.0	0.75
1年以上1年6か月未満	3.75	4.5	0.75
1年6か月以上2年未満	4.50	5.25	0.75
2年以上3年未満	4.85	5.55	0.70
3年以上	5.00	5.75	0.75
定期貯金(注2)			
6か月(新設)	4.00	—	—
1年	4.75	5.5	0.75

(注2) (1)の(注1)の定期郵便貯金を担保として貸付ける場合は現行利率に据置。

(3) 現行利率に据置く定期郵便貯金の預金者の範囲

次に掲げる年金等の受給者を対象とする。ただし、民間金融機関において、昭和52年5月16日以降に利率6.75%の1年もの定期預金または定期貯金の預入をしている者を除く。

- イ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金または準母子福祉年金。
- ロ. 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和48年法律第92号)附則第21条に基づく老齢特別給付金。
- ハ. 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当。
- ニ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当または福祉手当。
- ホ. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和43年法律第53号)に基づく特別手当、健康管理手当または保健手当。

◇資金運用部の預託金金利等の引下げ

大蔵省では、資金運用部の預託金金利および融通利率の引下げを、また郵政省では、簡易保険・郵便年金積立金の融通利率の引下げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て次のように決定し(4月27日決定)、5月1日より実施した。

(1) 資金運用部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金金利(注) 期間7年以上のもの	6.05	6.5
融通金利	6.05	6.5
	6.2	6.7

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子が付されている。今回の引下げは、この特別利子の改訂(変更前0.5%、変更後0.05%)によるもの。

(2) 簡易保険・郵便年金

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	6.05	6.5
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	6.2	6.7
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	6.05	6.5